

1. 制定の経緯

環境省及び経済産業省が設置した「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」（令和3年1～3月実施。全4回）において取りまとめられた報告書及び同検討会の結論を受けた「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、環境影響評価法施行令を改正し、環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる第一種事業の規模を「1万kW以上」から「5万kW以上」に、第二種事業の規模を「0.75万kW以上1万kW未満」から「3.75万kW以上5万kW未満」に引き上げる措置を講じたところ（改正政令は環境省単管。10月4日に公布済、10月31日施行）。

その際、我が国の環境影響評価制度は、法と、地域の特性を踏まえて定められた環境影響評価条例とが一体となって形成・運用されてきたことに鑑み、改正政令の施行後は法に基づく環境影響評価の対象外となる事業（0.75万kW以上3.75万kW未満）について、当該条例が整備されるまでの間、現行法に基づく第二種事業相当の環境影響評価手続が適用されるよう、改正政令の附則で所要の経過措置（※）を講じることとした。

※ 改正政令施行前に法に基づく環境影響評価手続を開始していない事業のうち、経過措置期間（令和3年10月31日～令和4年9月30日）に着工しようとする事業については、都道府県知事の意見を踏まえて経済産業大臣が行う法に基づく環境影響評価手続の要否に係る判定を受けなければならない。また経過措置期間終了後に着工しようとする事業については、同判定を受けることができる。

当該附則において、経済産業大臣が行う法に基づく環境影響評価手続の要否に係る判定に係る手続や簡易な環境影響評価の方法等は経済産業省令で定めることとされていることから、「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令」を新たに定めることとする。

また、当該判定に係る経済産業大臣の審査基準を定めるため、「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置における法定環境影響評価等が行われる必要があるかどうかの判定に係る審査基準」を新たに定めることとする。

2. 制定内容

(1) 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令

① 届出様式・届出事項

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令附則第3条第1項において、環境影響評価手続の要否に係る判定手続を開始するために必要な届出の方法及び届出事項を経済産業省令で定めることとしている。そのため、経済産業省令において、届出様式及び届出事項を新たに定めることとする。

なお、規定内容は現行法に基づく第二種事業相当の環境影響評価手続と同等である。

② 簡易な方法による環境影響評価の方法

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令附則第3条第1項において、経済産業省令で定める簡易な方法により環境影響評価を行うこととしている。そのため、経済産業省令において、環境影響評価の簡易な方法、すなわち、環境影響評価の項目、調査及び予測の内容並びに評価の方法を新たに定めることとする。

なお、規定内容は現行法に基づく第二種事業相当の環境影響評価手続と同等である。

(2) 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置における法定環境影響評価等が行われる必要があるかどうかの判定に係る審査基準

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令附則第3条第3項において、経済産業大臣は、都道府県知事の意見を踏まえて、法に基づく環境影響評価手続の要否に係る判定を行うこととしている。そのため、当該判定を行うにあたっての経済産業大臣の審査基準を新たに定めることとする（技術総括・保安審議官名の内規）。

なお、規定内容は現行法に基づく第二種事業相当の環境影響評価手続と同等である。

3. スケジュール

令和3年9月14日～10月13日 パブリックコメント

令和3年10月29日 公布

令和3年10月31日 施行（環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日）